

北広島市保健福祉計画検討委員会

第1回 障がい福祉部会

日時：平成23年8月29日（月） 午後6時（全体会終了後）

場所：北広島市福祉センター 2階

～ 会議次第 ～

1 開会

2 部会員紹介、事務局紹介

3 部会長選出

4 職務代理者の指名

5 説明事項

(1) 北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画の概要について

(2) 北広島市障がい者自立支援協議会との連携について

(3) 計画策定までの検討会（部会）等スケジュールについて

6 協議事項

・アンケート調査の実施について

7 その他

8 閉会

北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画の概要について

1 現在の計画について

障がいのある方を支援するための計画には、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画（者計画）」と障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画（者なし計画）」があります。

障害者基本法は、障がいある方の権利や支援方法についての基本的理念を定めた法律であり、それに基づき策定される障がい者福祉計画は、「障がいのある方にやさしい生活環境を整える」「障がい福祉サービスを充実させる」等、支援にあたっての基本的な方向性を定めた計画になります。

障害者自立支援法は、障害者基本法の理念に基づき、具体的な支援策について定めた法律であり、障がい福祉計画は、障がい福祉サービスについての必要な量の見込み（具体的な数値目標）や、それを確保するための方策等を定めた計画になります。

また、この障がい福祉計画は、3年を1期として計画期間を定めることとされています。

北広島市の計画は、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを計画期間として、障がい者福祉計画及び第2期障がい福祉計画を一体的に策定しました。

～現計画の施策体系～

●基本メッセージ

「ともに生きようともに暮らしていくために」

●基本理念

- (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 一元化された制度のもとでの障がい福祉サービスの推進
- (3) 新たな課題に対応した障がい福祉サービスの推進

●基本方針

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 地域生活への移行促進
- (3) 就労支援の充実

2 次期計画策定の基本的な考え方

<障がい者福祉計画について>

「障がい者福祉計画」策定の法的根拠となる障害者基本法は、平成 23 年 7 月に一部改正が成立し、8 月 5 日に公布されました。

この改正では、総則関係において目的規定、障害者の定義の見直し、差別の禁止規定の新設など 7 項目、さらに、基本的施策関係及び障害者政策委員会等で多くの改正が行われています。これらの改正内容を整理し、北広島市の次期計画を策定していくこととします。

<障がい福祉計画について>

「障がい福祉計画」は、障害者基本法の理念に基づき、「障害者自立支援法（現行法）」第 88 条の規定により障がい福祉サービスの数値目標など具体的支援策を策定（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度の 3 ヶ年間）するものですが、次期計画期間中に現行法は廃止され、「（仮称）障害者総合福祉法（新法）」としての制定が予定されています。

新法の施行は、平成 25 年 8 月の予定となっていますが、その間をつなぐ法律「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（つなぎ法）」が平成 22 年 12 月に成立しました。

今回の策定にあたっては、新法の内容については現段階で不明確であるため、つなぎ法までの内容を整理し、北広島市の次期計画を策定することとします。

また、新法の内容が明確になった段階では、必要な見直し・変更を行うこととします。

<北広島市障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画について>

前述した、障がい者福祉計画、障がい福祉計画策定の基本的な考え方に基づき、計画期間を平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年とし一体的に策定していくこととします。

また、平成 23 年 6 月に公布、平成 24 年 10 月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の内容についても次期計画に反映させていくこととします。

(北広島市の各計画策定期間の状況及び今後の予定)

年 度									
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
障がい者計画 20年度に見直し									
第1期障がい福祉計画				障がい者計画・ 第2期障がい福祉計画			障がい者計画・ 第3期障がい福祉計画		

3 次期計画策定の主な作業内容

- 障害者基本法の改正内容やつなぎ法の内容を整理し、保健福祉計画検討委員会（専門部会）で十分に議論し計画に反映させます。
- 障がい福祉サービスの数値目標について、これまでの実績を考慮しながら、再度平成26年度末までの数値目標を設定します。
また、「同行援護」や、「グループホーム・ケアホームにかかる家賃助成」など、つなぎ法による制度改正内容の情報を整理し、計画に盛り込むこととします。
- 北広島市民（利用者）の意見を聴取し、計画に反映させるためアンケート調査を実施します。
- つなぎ法でその位置づけが法的に明確化された「北広島市障がい者自立支援協議会」に計画に対する意見等の聴取を行います。

第3期障害福祉計画の考え方

平成23年6月30日開催
 障害保健福祉関係主管課長会議資料
 P4～P6 (主催：厚生労働省)

【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
 平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
 ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【2 数値目標の設定方法】

- (1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。
 実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)
- (2) 考え方(詳細は別紙3のとおり)
 - (I) 下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方	備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上 H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% $3.3\% \times 9.5$ (H17.10月～H27.3月) = 30%	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減 現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

- (Ⅱ) 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
- (Ⅲ) 就労支援事業の数値目標の考え方は、別紙3のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。現在「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」の数値目標を明示していない都道府県等においては、明示することを検討願いたい。

【3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

- (1) サービスの見込量に係る現行及び実績は、別紙4のとおり。
(2) 考え方

- ① 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、基本的に変更しない。
- ② 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。
- ③ 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。
この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障害児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、都道府県においては、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意されたい。
また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。
- ④ 各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)の見込量の考え方については、サービス内容の検討状況を踏まえ、追ってお示しする。

【4 作成のプロセス】

- ① 数値目標・見込量・入所定員総数を定めるに当たっては、現場のニーズを踏まえることが必要であるが、各都道府県等において、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたい。
- ② 障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられ、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、「第3期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。

【5 その他】

第3期計画の確実な実施のため、より正確な現状把握が必要となることに鑑み、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年度公表することとする。都道府県においては、正確な数値の把握ができる体制の整備に努められたい。(公表の例:別紙2-2)

北広島市障がい者自立支援協議会設置要綱

○北広島市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成23年3月15日
市長決裁

(設置)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。)をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムに関し協議を行う場として北広島市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する困難事例への対応方法に関すること。
- (3) 関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、障がい福祉に関し学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、第2条に規定する協議事項のうち特定事項を協議するため協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会における協議の結果を協議会に報告しなければならない。

6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(秘密の保持)

第8条 委員及び部会員は、協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

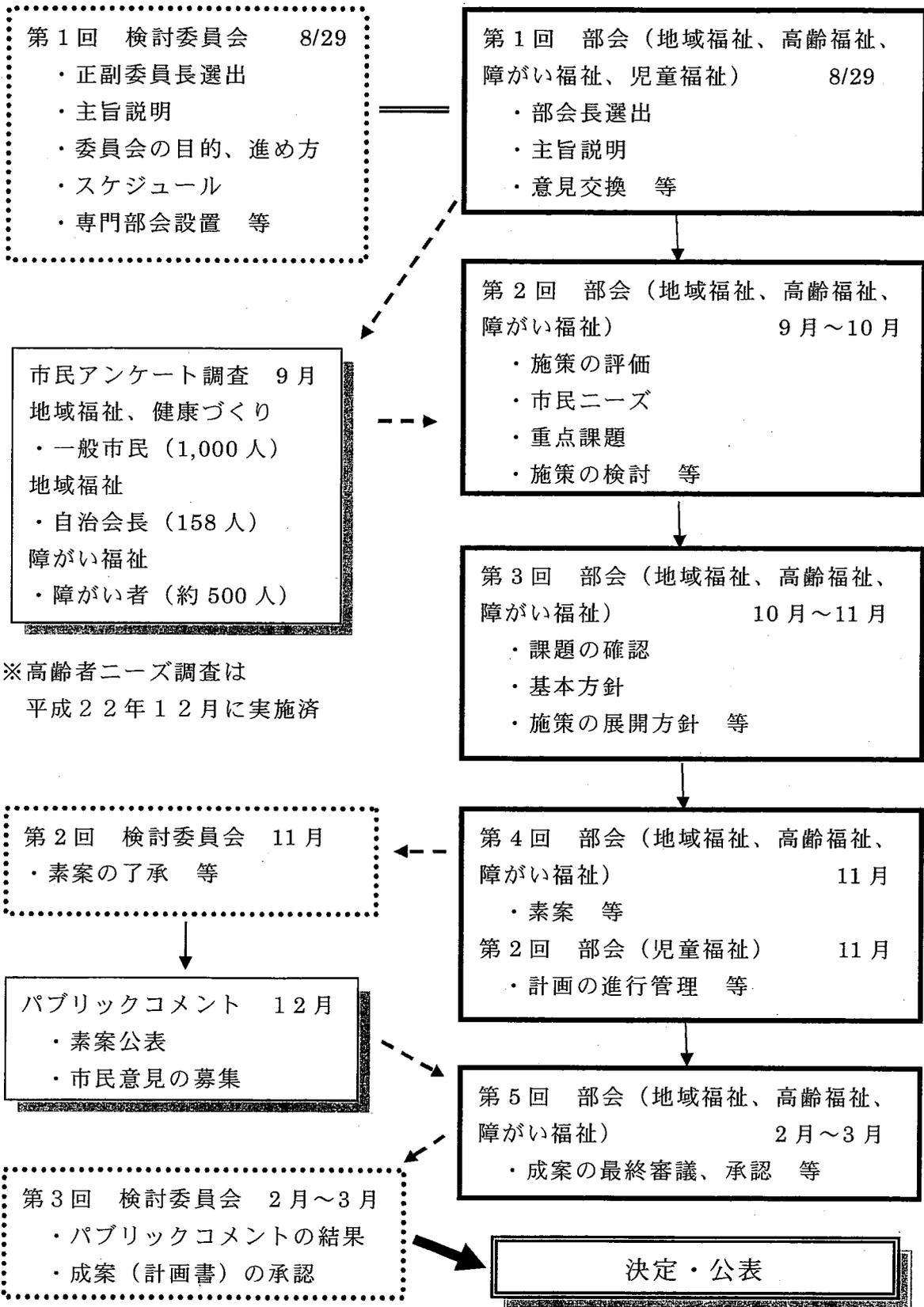
附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

今後のスケジュール

検討委員会（全体会）

専門部会



＜障がい福祉計画等策定に関するアンケートの調査概要＞

1. 調査の目的

障がい者の福祉サービス利用に関する実態、意向等について調査します。

その結果を、障がい者が地域で暮らすための基本的な方針を定める「障がい者福祉計画」と、障害者自立支援法等に基づく障がい福祉サービス等の効果的な提供の方針を定める「障がい福祉計画」として取りまとめます。

2. 調査の名称

「障がい福祉計画等に関する市民アンケート」

3. 調査期間

平成23年9月1日（配付）～9月14日（回収期限）

4. 調査対象者

市内に居住し、障がい福祉サービス等を利用している障がい児者、約500名を対象とします。(新体系施設入所者を含む)

5. 調査の方法

郵送による調査票の配付、回収とし、調査票の記入は、回答者が直接記入とします。ただし、保護者等の同居者、施設職員による聞き取り記入、代筆も認めます。

6. 設問項目

別紙調査票のとおりとします。

前回アンケートと比較するため、基本的に同様の設問とします。ただし、障がい者の地域生活支援の重要な要素となる就労・収入に関する設問、災害時等緊急時における障がい者の現状把握の設問を追加することとしました。

ちょう さ ひょう
調 査 票

- ・ この調査は、無記名です。あなたの率直なお考えをお聞かせください。
- ・ ご回答は、選択肢の数字、記号に○を付けたり、()に数字、文字を直接記入するなど、この用紙に直接記入してください。

問1 回答者（実際に記入している方）は、どなたですか。
(1つ選んでください)

- ① 本人（宛名の方）
- ② 家族
- ③ 本人と相談し、家族が記入
- ④ 施設（事業所）の職員
- ⑤ その他（ ）

問2 障がい福祉サービスを利用している方（宛名の方）について、おたずねします。

(1) 性別、年齢（平成23年4月1日現在）を教えてください。

・ 性別（ ① 男 ② 女 ） ・ 年齢 満（ ） 歳

(2) 手帳の交付等について、おたずねします。

・ 最初に手帳の交付を受けたのは、何歳の時でしたか。 満（ ） 歳の時

・ 障がいの区分は、次のどれですか。（複数回答可）

- ① 身体障がい
- ② 知的障がい
- ③ 精神障がい
- ④ 発達障がい
- ⑤ 児童
- ⑥ その他

(3) 現在、交付を受けている手帳は次のどれですか (複数回答可)

- ① 身体障害者手帳 → [() 級]
 → [ア 上肢 イ 下肢 ウ 体幹 エ 視覚 オ 聴覚 カ 言語 キ 内部障害]
- ② 精神障害者保健福祉手帳 → [() 級]
- ③ 療育手帳 → [・ A ・ B]
- ④ 手帳はもっていない

(4) 居住しているところは、どこですか。 (1つ選んでください)

- ① 自宅 ② グループホーム、ケアホームなど
- ③ 入所施設 ④ その他 ()

(5) 一緒にお住まいのかたは、どなたですか。 (複数回答可)

- ① 本人のみ ② グループホーム、ケアホームの入所者
- ③ 親 ④ 配偶者
- ⑤ 自分子ども ⑥ その他 ()

(6) あなた (世帯) の生計を維持する人は誰ですか。 (1つ選んでください)

- ① あなた自身 ② あなたと家族
- ③ 家族 ④ その他 ()

(7) 生計を維持する収入は何ですか。 (複数回答可)

- ① あなたの給与・賃金 ② あなたの年金
- ③ あなたの預貯金 ④ あなたの他の収入 ()
- ⑤ 家族の給与・賃金 ⑥ 家族の年金
- ⑦ 家族の預貯金 ⑧ 家族の他の収入 ()
- ⑨ 生活保護 ⑩ その他の収入 ()

(8) 身近なことで相談できる方は、どなたですか。(複数回答可)

- | | | |
|--|------------|----------------------|
| ① おや
親 | ② こ
子ども | ③ ちじん ゆうじん
知人・友人 |
| ④ ほか しょう しゃ
他の障がい者 | ⑤ ボランティア | ⑥ しせつ しょくいん
施設の職員 |
| ⑦ 市役所 | | |
| ⑧ しょう しゃしえん むうみん
障がい者支援センター (みらい、めーでる、夢民など) | | |
| ⑨ そのような人はいない | | |
| ⑩ その他 () | | |

(9) 今までに、最も支援が必要と思った時期は、いつでしたか。

(1つ選んでください)

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ① しょう びょうき しんだん まえ
障がいや病気と診断される前 | ② しょう びょうき しんだん とき
障がいや病気と診断された時 |
| ③ しょう びょうき しんだん あと
障がいや病気と診断された後 | |

(10) そのときにどのような支援を受けましたか、もしくは支援を受けなかったですか。(複数回答可)

- | |
|--|
| ① しょう ふくし ないよう かん じょうほうていきょう
障がい福祉サービスの内容に関する情報提供 |
| ② しょう ふくし しんせい かん しえん
障がい福祉サービスの申請に関する支援 |
| ③ てちょう しんせい かん しえん
手帳の申請に関する支援 |
| ④ こよう かん しえん
雇用に関する支援 |
| ⑤ けいざいてき しえん
経済的な支援 |
| ⑥ せいしんてき ふあん ことくかん しえん
精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援 |
| ⑦ その他 () |

問3 現在利用している障がい福祉サービスについて、おたずねします。

(1) 現在利用している障がい福祉サービスは、どれですか。受給者証（オレンジ色）と別紙1をごらんになり、実際に利用しているものと今後の利用意向を ■A 記入欄にお書きください。（複数回答可）

<利用している障がい福祉サービスの種類>

A 訪問系	ア 居宅介護（ホームヘルプ） ウ 行動援護	イ 重度訪問介護
B 日中活動系	エ 生活介護 カ 自立訓練（生活訓練） ク 就労継続支援（A型） コ 療養介護 シ 短期入所（ショートステイ）	オ 自立訓練（機能訓練） キ 就労移行支援 ケ 就労継続支援（B型） サ 児童デイサービス
C 居住系	ス 共同生活援助（グループホーム） セ 施設入所支援	キョウドウセイカウカイゴ 共同生活介護（ケアホーム）

<今後の利用意向>

① 大幅に利用を増やしたい	② 今よりは利用を増やしたい
③ 今までどおり	④ 今よりは利用を減らしたい
⑤ 大幅に利用を減らしたい	⑥ わからない

■A 記入欄

サービスの種類	今後の意向	サービスの種類	今後の意向
例 (ア) →	[②]	() →	[]
() →	[]	() →	[]
() →	[]	() →	[]

(2) 現在、利用している障がい福祉サービス全体についておたずねします。
(1つ選んでください)

① おおいに満足	② まあ満足	③ ふつう
④ やや不満	⑤ おおいに不満	

問4 現在利用している地域生活支援事業について、おたずねします。

- (1) 現在利用している地域生活支援事業は、どれですか。受給者証(黄色)と別紙2をごらんになり、実際に利用しているものと今後の利用意向を
- B 記入欄にお書ください。(複数回答可)

＜利用している地域生活支援事業の種類＞

ア 相談支援事業	イ コミュニケーション支援事業
ウ 日常生活用具給付等事業	エ 移動支援事業
オ 地域活動支援センター	カ 日中一時支援事業
キ 福祉ホーム	ク 成年後見制度

＜今後の利用意向＞

① 大幅に利用を増やしたい	② 今よりは利用を増やしたい
③ 今までどおり	④ 今よりは利用を減らしたい
⑤ 大幅に利用を減らしたい	⑥ わからない

■ B 記入欄 ※利用しているものがない場合は、記載不要です。

支援事業の種類	今後の意向	支援事業の種類	今後の意向
例 (ア)	→ [②]	()	→ []
()	→ []	()	→ []
()	→ []	()	→ []

- (2) 現在、利用している地域生活支援事業全体についておたずねします。
(1つ選んでください)

① おおいに満足	② まあ満足	③ ふつう
④ やや不満	⑤ おおいに不満	

問5 問3・問4のサービス・事業で、今は利用していないが、今後新たに利用してみたいと思うものがあればお書きください。(最大3つまで)

※サービスの内容については、別紙1、別紙2をご覧ください。

- ・ 障がい福祉サービス → [] [] []
- ・ 地域生活支援事業 → [] [] []

問6 市内の障がい者支援センターを利用していますか。■C 記入欄にそれぞれの利用状況をお書きください。

<利用状況>

- ① 継続的に利用している
- ② たまに、利用している
- ③ 利用したことがないが、今後利用してみたい
- ④ 利用する予定はない
- ⑤ この施設のことは知らなかった
- ⑥ わからない

■C 記入欄

施設名	利用状況	①～⑥を記入
障がい者生活支援センター みらい	→	[]
障がい者就労支援センター めーでる	→	[]
石狩圏域障がい者総合支援センター 夢民(むうみん)	→	[]

問7 障がい福祉サービスを利用している方(宛名の方)の日常生活について、おたずねします。

(1) 日常生活で気にかかっていることは次のどれですか。

A 身の回り、住宅(複数回答可)

- ① 身近で介護や援助を頼める人がいない
- ② 自分の身の回りのことで家族に負担をかけている
- ③ 住んでいる家に階段や段差があって、家の中での移動や歩行が困難
- ④ いつまで在宅生活が続けられるか

B 金銭、職場 (複数回答可)

- ① 経済的、金銭的な不安がある
- ② もう少し自分の自由になるお金がほしい
- ③ 仕事についての様々な不安がある
- ④ 職場での障がい者に対する理解がほしい

C 相談、理解、交流 (複数回答可)

- ① 地域で気軽に相談できる相手がほしい
- ② 障がいのある人が気軽に集まれる場所がほしい
- ③ 地域や町内会でもっと障がい者や家族に対する理解がほしい
- ④ 地域の人や社会との交流が少ない
- ⑤ 生きがいや誇りをもって地域で暮らしたい

D 外出 (複数回答可)

- ① 外出の時、道路や駅で周囲の人の協力や理解がほしい
- ② 一緒に外出してくれる人がほしい
- ③ 外出 (通院、通所を含む) の時、費用がかかる

(2) 日常生活、全体についておたずねします。(1つ選んでください)

- ① おおいに満足
- ② まあ満足
- ③ ふつう
- ④ やや不満
- ⑤ おおいに不満

問8 あなたの災害時等の状況についておたずねします。

(1) 火事や地震などの災害が発生した場合、あなた自身で避難できないときに頼りにできる人がいますか。(1つ選んでください)

- ① ひとりで避難できる
- ② ひとりでは避難できないが、頼りにできる人がいる
- ③ ひとりでは、避難できないし、頼りにできる人もいない

とい こんご しょう ふくし ぶんや じゅうよう おも せさく
 問10 今後、障がい福祉の分野で重要と思う施策はどれですか。

A 教育啓発活動（複数回答可）

- ① 障がいや障がい者に対する理解を深めるための教育、啓発の推進
- ② 地域活動、イベント等への障がい者の参加促進、交流機会の充実
- ③ 障がい者のスポーツ、レクリエーション、学習、文化活動に対する支援
- ④ 障がい児の療育、教育の充実

B 情報提供・社会環境の充実（複数回答可）

- ① 障がい者の就労の場と、そのための情報提供窓口の整備、充実
- ② 総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実
- ③ 年金、医療体制の充実
- ④ 福祉と連携した保健医療体制の充実
- ⑤ 利用しやすい建物、道路、交通手段の整備
- ⑥ 緊急時の通報、情報伝達、援助体制の確保
- ⑦ ボランティア活動の活発化

C 福祉サービスの充実（複数回答可）

- ① ホームヘルプサービスなど訪問系サービスの充実
- ② 生活介護、短期入所など日中活動系サービスの充実
- ③ 就労支援に関するサービスの充実
- ④ 移動に関するサービスの充実
- ⑤ 経済的、金銭的な支援
- ⑥ グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなど居住の場の充実
- ⑦ 手話通訳、要約筆記、点字などコミュニケーション支援の充実
- ⑧ 生きがいをもって生活や交流のできるサービスの充実

とい
問 1 1 北^{きた}広^{ひろ}島^{しま}市^し内^{ない}で^{おこな}行^{しやう}わ^{ふくし}れ^{かん}て^{さまざま}い^{かつどう}る^{えら}障^{えら}が^{えら}い^{えら}福^{えら}祉^{えら}に^{えら}関^{えら}する^{えら}様^{えら}々^{えら}な^{えら}活^{えら}動^{えら}や^{えら}サ^{えら}ー^{えら}ビ^{えら}ス^{えら}
全^{ぜん}体^{たい}に^{えら}つ^{えら}い^{えら}て、^{えら}お^{えら}た^{えら}ず^{えら}ね^{えら}し^{えら}ま^{えら}す。^{えら}（^{えら}1^{えら}つ^{えら}選^{えら}ん^{えら}で^{えら}く^{えら}だ^{えら}さ^{えら}い）

- ① おお^{まん}い^{ぞく}に^{まん}満^{ぞく}足^{ぞく} ② まあ^{まん}満^{ぞく}足^{ぞく} ③ ふ^ふつ^つう
④ や^ふや^{まん}不^{まん}満^{まん} ⑤ おお^{まん}い^{ぞく}に^{まん}不^{ぞく}満^{ぞく}

とい
問 1 2 北^{きた}広^{ひろ}島^{しま}市^し内^{ない}で^{おこな}行^{しやう}わ^{ふくし}れ^{かん}て^{さまざま}い^{かつどう}る^{えら}障^{えら}が^{えら}い^{えら}福^{えら}祉^{えら}に^{えら}関^{えら}する^{えら}様^{えら}々^{えら}な^{えら}活^{えら}動^{えら}や^{えら}サ^{えら}ー^{えら}ビ^{えら}ス^{えら}
全^{ぜん}体^{たい}に^{えら}つ^{えら}い^{えら}て、^{えら}ご^{えら}提^{てい}案^{あん}が^{えら}あ^{えら}り^{えら}ま^{えら}し^{えら}た^{えら}ら、^{えら}お^{えら}書^かき^{えら}く^{えら}だ^{えら}さ^{えら}い。

- アン^{ちやう}ケ^さー^{きやう}ト^{りよく}調^き査^{りよく}に^きご^{りよく}協^き力^{りよく}い^きた^{りよく}だ^きき、^きあ^りが^あら^りが^あら^りと^あう^あご^あざ^あい^あま^あし^あた。
こ^{ちやう}の^さ調^さ査^さ票^{ひやう}は、^さ同^{どう}封^{ふう}の^{ふう}封^{ふう}筒^{とう}に^い入^いれ、^い9^が月^{がつ}1^か2^か日^に（^と月^{かん}）^とま^とで^とに^とご^と投^と函^{かん}く^とだ^とさ^とい。